

明治二十五年三月二十一日  
第三種郵便物認可



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(環境二)

(公 告)

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
税理士証票無効・登録まつ消、住宅  
型式性能認定関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人、  
無縁墳墓等改葬、高圧ガス保安法に  
基づく指定輸入検査機関の指定に関  
する公示関係  
会社その他  
会社決算公告

四 三 二 一

告 示

○環境省告示第二号

平成五年四月環境庁告示第三十五号(農薬取締法第三条第二項の規定により定められた同条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件)第四号の環境大臣の定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年一月二十二日

環境大臣 鴨下一郎

1の表(1RS、2SR、4SR) 1、4-エポキシ-1-ペンタ-2-イル 2-メチルベン  
ジルエーテル(別名シンメチリン)の項を削る。

1の表2-クロロ-1-1(2、4-ジクロロフェニル)ビニル ジメチル ホスファイト(別名ジ  
メチルビンホス)の項を削る。

1の表4-クロロ-2-(p-ヒドロキシベンジル)イソニコチンアニリド(別名イナベンフィド)  
の項を削る。

1の表1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミ  
ン(別名イミダクロプリド)の項を次のように改める。

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イル 1g/1  
リチン(別名イミダクロプリド)

1の表1-(4、6-ジメトキシ-1、3、5-トリアジン-2-イル)-3-[2-(2-メト  
キシエトキシ)-1-フェニルホルホル]尿素(別名シノスルフロ)の項を削る。

1の表3、4、5、6-テトラクロロ-N-(2、3-ジクロロフェニル)フタルアミド酸(別名  
テクロフタム)の項を削る。

1の表S-2-(ペンゼンホルンアミド)エチルO、O-ジイソプロピル ジチオホスファイト  
(別名ベンスリド又はSAP)の項を削る。

1の表メチル 5-(2、4-ジクロロフェノキシ)-2-ニトロペンソアイト(別名ピフェノ  
クス)の項を削る。

1の表4-メチルチオフェニル ジプロピル ホスファイト(別名プロバホス)の項を削る。

1の表S-メチル ベンゾ[1、2、3]チアジアンソール-7-カルボチオアイト(別名アシベン  
ソラルSメチル)の項を削る。

1の表O、O-ジエチル O-2、3-ジヒドロ-3-オキソ-2-フェニル-6-ピリダジニル  
ホスホロチオアイト(別名ピリダフェンチオン)の項を削る。

1の表(2E)-2-(メトキシイミ)-2-[2-(3E、5E、6E)-5-(メトキシ  
イミ)-4、6-ジメチル-2、8-ジオキサ-3、7-ジアザノナ-3、6-ジエン-1-イル]  
フェニル-N-メチルアセトアミド(別名オリサストロビン)の項の次に次のように加える。

2、4、6-トリメチル-1、3、5、7-テトラオキサシクロオクタン  
(別名メタテルヂヒド)

1-(3-クロロ-4、5、6、7-テトラヒドロピラン-1、5-a)ピリ  
ジ-2-イル)-5-[メチル(アロパ-2-ニル)アミノ]ピラゾール-  
4-カルボニトリル(別名ピラクロニル)

3-(2、2-ジフルオロエトキシ)-N-(5、8-ジメトキシ[1、2、4]  
トリアゾロ[1、5-c]ピリミジン-2-イル)-a、a-トリフルオロ  
トルエン-2-ニルホフテミド(別名シノスラ)

1g/1

0.5g/1

0.1g/1

1g/1

② 試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、塩化ナトリウム5g及び酢酸エチル50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、酢酸エチル層を分取する。残った水層についても、酢酸エチル50mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全酢酸エチル層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、300mlのナス型フラスコ中じろ過する。使用した三角フラスコを酢酸エチル20mlで洗い、その洗液を紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。

③ この残留物にヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) あらかじめ、ケイ酸ワグネシウムミニカラムにヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びブチレノンの混液 (3:2) 10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物に蒸留水及びブチレノンの混液 (4:1) を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

④ 試料100mlを、あらかじめブチレノリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10~20mlの流速で流し入れ、次いで蒸留水5mlを流し、流出液を捨てた後、約1分間吸引を続け水分を除去する。ブチレノリル10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。以下の残留物についてA法の2)と同様の操作を行う。

⑤ 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。  
 ⑥ イミダクロプロリド試験法  
 ⑦ 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。  
 ⑧ 試薬試液  
 アセトニトリル アセトニトリル (特級)  
 ブチレノリル アセトニトリル (特級)  
 塩化ナトリウム 塩化ナトリウム (特級)  
 酢酸エチル 酢酸エチル (特級)  
 ヘキサン ヘキサン (特級)  
 無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)  
 固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムクロマトグラフ用C<sub>18</sub>シリカゲル (シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの) 1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 ケイ酸ワグネシウムミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムクロマトグラフ用合成ケイ酸ワグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 イミダクロプロリド標準品 本品は、イミダクロプロリド99%以上を含み、融点は144℃である。

⑨ 試験溶液の調製  
 A法 溶媒抽出法  
 1) 試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、塩化ナトリウム5g及び酢酸エチル50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、酢酸エチル層を分取する。残った水層についても、酢酸エチル50mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全酢酸エチル層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、300mlのナス型フラスコ中じろ過する。使用した三角フラスコを酢酸エチル20mlで洗い、その洗液を紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。

⑩ この残留物にヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びブチレノンの混液 (3:2) 10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物に蒸留水及びブチレノンの混液 (4:1) を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

⑪ 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。  
 ⑫ イミダクロプロリド試験法  
 ⑬ 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。  
 ⑭ 試薬試液  
 アセトニトリル アセトニトリル (特級)  
 ブチレノリル アセトニトリル (特級)  
 塩化ナトリウム 塩化ナトリウム (特級)  
 酢酸エチル 酢酸エチル (特級)  
 ヘキサン ヘキサン (特級)  
 無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)  
 固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムクロマトグラフ用C<sub>18</sub>シリカゲル (シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの) 1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 ケイ酸ワグネシウムミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムクロマトグラフ用合成ケイ酸ワグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 イミダクロプロリド標準品 本品は、イミダクロプロリド99%以上を含み、融点は144℃である。

⑮ 高速液体クロマトグラフの操作条件  
 充填カラム シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたものを用いる。  
 分離管 内径2~6mm、長さ15~30cmのステンレス管を用いる。  
 分離管槽温度 40℃  
 溶離液 蒸留水及びブチレノリルの混液 (4:1) を用い、イミダクロプロリドが8~12分で流出するように流速を調整する。  
 検出器 波長270nmで測定する。  
 感度 イミダクロプロリドの1ngが十分確認できるように感度を調整する。

⑯ 検量線の作成  
 イミダクロプロリド標準品の500ng/1ブチレノリル溶液を調製し、この溶液を蒸留水及びブチレノリルの混液 (4:1) で希釈して0.05~1mg/1溶液を数点調製し、それぞれを20μlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってイミダクロプロリドの検量線を作成する。

⑰ 定量試験  
 試験溶液から20μlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、その検量線によりイミダクロプロリドの重量を求め、これに基づき、試料中のイミダクロプロリドの濃度を算出する。

⑱ 試験溶液の調製  
 A法 溶媒抽出法  
 1) 試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、塩化ナトリウム5g及び酢酸エチル50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、酢酸エチル層を分取する。残った水層についても、酢酸エチル50mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全酢酸エチル層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、300mlのナス型フラスコ中じろ過する。使用した三角フラスコを酢酸エチル20mlで洗い、その洗液を紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。

⑳ この残留物にヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びブチレノンの混液 (3:2) 10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物に蒸留水及びブチレノンの混液 (4:1) を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

㉑ 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。  
 ㉒ イミダクロプロリド試験法  
 ㉓ 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。  
 ㉔ 試薬試液  
 アセトニトリル アセトニトリル (特級)  
 ブチレノリル アセトニトリル (特級)  
 塩化ナトリウム 塩化ナトリウム (特級)  
 酢酸エチル 酢酸エチル (特級)  
 ヘキサン ヘキサン (特級)  
 無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)  
 固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムクロマトグラフ用C<sub>18</sub>シリカゲル (シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの) 1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 ケイ酸ワグネシウムミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムクロマトグラフ用合成ケイ酸ワグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの  
 イミダクロプロリド標準品 本品は、イミダクロプロリド99%以上を含み、融点は144℃である。

㉕ この残留物にヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン及びブチレノンの混液 (17:3) 5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びブチレノンの混液 (3:2) 10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物に蒸留水及びブチレノンの混液 (4:1) を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

ウ 試験溶液の調製

試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、塩化ナトリウム20g及び酢酸エチル50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、酢酸エチル層を分取する。残った水層についても、酢酸エチル50mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全酢酸エチル層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、300mlのナス型フラスコ中にろ過する。使用した三角フラスコを酢酸エチル20mlで洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で約10mlに濃縮する。この濃縮液に酢酸エチルを加え、20mlとして試験溶液とする。

エ ガスクロマトグラフ質量分析計の操作条件

分離管 内径0.2〜約0.3mm、長さ20〜30mの溶融シリカ製の管の内面に5%フェニルメチルポリシリコキサンを0.2〜0.3µmの厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するものを用いる。

キャリアーガス ヘリウムガスを用い、内径0.2〜約0.3mmの分離管に対して線速度を毎秒30〜60cmとする。

試料導入熱温度 スプリットレス方式を用い、150℃に設定する。

分離管槽昇温プログラム 50℃で1分保ち、50〜約200℃の範囲で毎分2〜20℃の昇温を行う。

インタークーブ熱温度 200〜270℃

イオン源温度 150℃以上

測定質量数 89、45

感度 メタアルデヒドの0.005ngが十分確認できるように感度を調整する。

オ 検量線の作成

メタアルデヒド標準品の0.005〜0.1mg/1酢酸エチル溶液を数点調製し、それぞれを1µlずつメタアルデヒド質量分析計に注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってメタアルデヒドの検量線を作成する。

カ 定量試験

試験溶液から1µlを取り、ガスクロマトグラフ質量分析計に注入し、オの検量線によりメタアルデヒドの重量を求め、これに基づき、試料中のメタアルデヒドの濃度を算出する。

(142) ピラクロナル試験法

装置 紫外分光光度計検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。

試薬試液

アセトニトリル アセトニトリル (特級)

酢酸エチル 酢酸エチル (特級)

ヘキサン ヘキサン (特級)

無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)

ケイ酸マグネシウムミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムにカラムクロマトグラフィ用合成ケイ酸マグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの

固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムにカラムクロマトグラフィ用C<sub>18</sub>シリカゲル(シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの) 1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの

ピラクロナル標準品 本品は、ピラクロナル99.9%以上を含み、融点は93.1〜94.6℃である。

1〜(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ [1, 5-a] ピリジン-2-イル) -5- (メチルアミノ) ピラゾール-4-カルボニトリル (以下「脱メチルアセチレン体1」という。) 標準品 本品は、脱メチルアセチレン体98.5%以上を含み、融点は118〜180℃である。

ウ 試験溶液の調製

A法 試料抽出法

1) 試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、酢酸エチル及びヘキサンの混液(1:1)50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、有機溶媒層を分取する。残った水層についても、酢酸エチル及びヘキサンの混液(1:1)50mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全有機溶媒層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、300mlのナス型フラスコ中にろ過する。使用した三角フラスコを酢酸エチル及びヘキサンの混液(1:1)20mlで洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。

2) この残留物にヘキサン及びアセトニトリルの混液(9:1)5mlを加えて溶かす。

あらかじめ、ケイ酸マグネシウムミニカラムにヘキサン及びアセトニトリルの混液(9:1)5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン及びアセトニトリルの混液(9:1)5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びアセトニトリルの混液(7:3)5mlで展開し、流出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物にアセトニトリル及び蒸留水の混液(1:1)を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

B法 固相抽出法

試料100mlを、あらかじめアセトニトリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10〜20mlの流速で流し入れ、次いで蒸留水5mlを流し、流出液を捨てた後、約1分間吸引を続け水分を除去する。アセトニトリル10mlで展開し、流出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。以下、この残留物についてA法の2)と同様の操作を行う。

エ 高速液体クロマトグラフの操作条件

赤てん利 シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたものを用いる。

分離管 内径2〜6mm、長さ15〜30cmのステンレス管を用いる。

分離管槽温度 40℃

溶離液 アセトニトリル及び蒸留水の混液(1:1)を用い、ピラクロナル及び脱メチルアセチレン体が5〜10分で流出するように流速を調整する。

検出器 波長235nmで測定する。

感度 ピラクロナル及び脱メチルアセチレン体のそれぞれ1ngが十分確認できるように感度を調整する。

オ 検量線の作成

ピラクロナル標準品及び脱メチルアセチレン体標準品をそれぞれアセトニトリルに溶解し、各溶液を等量ずつ合わせて取ったものをアセトニトリル及び蒸留水の混液(1:1)で希釈し、ピラクロナル及び脱メチルアセチレン体の0.05〜1mg/1溶液を数点調製し、それぞれを20µlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってピラクロナル及び脱メチルアセチレン体の検量線を作成する。

カ 定量試験

試験溶液から20µlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、オの検量線によりピラクロナル及び脱メチルアセチレン体の重量を求め、このピラクロナルの重量の値と脱メチルアセチレン体の重量の値に係数1.14を乗じてピラクロナルの重量に換算したものとを和し、これに基づき、試料中のピラクロナルの濃度を算出する。

(143) ペノキスラム試験法

装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。

試薬試液

アセトニトリル アセトニトリル (特級)

塩酸 (特級)

酢酸エチル 酢酸エチル (特級)

無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)

リン酸 (特級)

固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムにカラムトグラフ用C<sub>18</sub>シリカゲル(シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの) 1000mgを充てんしたものを

これと同等の性能を有するもの  
ペノキスラム標準品 本品は、ペノキスラム99.1%以上を含み、融点は212℃である。

試験液の調製

A法 溶液抽出法

試料200mlを300mlの三角フラスコに量り取り、1 mol/l 塩酸を加えてpHを3に調整する。これを500mlの分液漏斗に移し、酢酸エチル50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、酢酸エチル層を分取する。残った水層についても、酢酸エチル50mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全酢酸エチル層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、300mlのナス型フラスコ中にろ過する。使用した三角フラスコを酢酸エチル20mlで洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物を蒸留水及びアセトニトリルの混液(55:45)を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

B法 固相抽出法

試料200mlを300mlの三角フラスコに量り取り、1 mol/l 塩酸を加えてpHを3に調整する。これを、あらかじめアセトニトリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10~20mlの流速で流し入れ、次いで蒸留水及びアセトニトリルの混液(7:3) 5mlを流し、流出液を捨てた後、約1分間吸引を続け水分を除去する。アセトニトリル10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。この残留物を蒸留水及びアセトニトリルの混液(55:45)を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

高速液体クロマトグラフの操作条件

赤てん利 シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたものを用いる。  
分離管 内径2~6mm、長さ15~30cmのステンレス管を用いる。  
分離管槽温度 40℃

分離液 蒸留水、アセトニトリル及びリン酸の混液(55:45:0.1)を用い、ペノキスラムが10~15分で流出するように流速を調整する。

検出器 波長285nmで測定する。

感度 ペノキスラムの2ngが十分検出できるように感度を調整する。

検量線の作成

ペノキスラム標準品の500mg/1アセトニトリル溶液を調製し、この溶液を蒸留水及びアセトニトリルの混液(55:45)で希釈して0.1~2mg/l溶液を数点調製し、それぞれを20μlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってペノキスラムの検量線を作成する。

定量試験

試験溶液から20μlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、オの検量線によりペノキスラムの重量を求め、これに基づき、試料中のペノキスラムの濃度を算出する。

公 告

招 牌 賢

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者に対する財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成19年(ワ)第1272号

兵庫県西宮市甲陽園目神山町33番31号

債務者 村田貿易産業株式会社

代表者代表取締役 村田 隆夫

1 決定年月日時 平成20年1月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 川口 丹子

4 破産債権の届出期間 平成20年2月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月27日午前10時

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成19年(ワ)第225号

広島県三原市和田3丁目3番1号

債務者 株式会社ゆうあい

代表者代表取締役 住田 利起

1 決定年月日時 平成20年1月7日午後4時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岸田 光弘

4 破産債権の届出期間 平成20年2月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月14日午後4時

広島地方裁判所尾道支部破産係

平成19年(ワ)第420号

三重県桑名市大字坂井554番地の1

債務者 株式会社山洋組

代表者代表取締役 山口 正洋

1 決定年月日時 平成20年1月8日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 坂垣謙太郎

4 破産債権の届出期間 平成20年2月7日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年4月17日午後1時30分

津地方裁判所四日市支部破産係

平成19年(ワ)第697号

福井市花堂東1丁目8番1号

債務者 株式会社ナナ

代表者代表取締役 田中 康彦

1 決定年月日時 平成20年1月8日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 八木 宏

4 破産債権の届出期間 平成20年2月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年4月15日午後1時30分

福井地方裁判所民事部破産係

平成19年(ワ)第74号

静岡県下田市西本郷1丁目4番13号

債務者 有限会社わた一孝

代表者取締役 小林 孝

1 決定年月日時 平成20年1月8日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 遠藤 真吾

4 破産債権の届出期間 平成20年2月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月26日午後4時

静岡地方裁判所下田支部民事部

平成20年(ワ)第17号

東京都台東区浅草1丁目37番6号 ライオン

ズエンジョン雷門307号

債務者 株式会社川治温泉一柳閣本館

代表者代表取締役 石島 節子

1 決定年月日時 平成20年1月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 杉山 功郎

4 破産債権の届出期間 平成20年2月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年4月14日午前11時

東京地方裁判所民事部第20部

平成19年(ワ)第3590号

横浜市旭区今宿南町140番地4

債務者 有会社ケイ・エム・コーポレーション

代表者代表取締役 早川 和仁

1 決定年月日時 平成20年1月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大塚 達生

4 破産債権の届出期間 平成20年2月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年4月15日午前10時10分

横浜地方裁判所第3民事部